

大阪市立佃小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年5月1日改訂

1. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「元気のある子・なかよくする子・よく考える子」育成のために「佃小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに取り組む。

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成していく。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促していく。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払っていく。

② いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検していく。
- ・ 不登校児童に対して、その理由を明らかにし、背景にあるものを把握する。

③ 家庭・地域との連携していく。

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供していく。
- ・ 地域からも情報収集していく。
- ・ 不登校児童における家庭状況などを配慮しながら、緊密な連携を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について(学力向上アクションプラン)

- ① 授業中の姿勢や忘れ物をさせない指導など、学習規律の確立や配慮を要する児童へ丁寧な対応や教室での「居場所づくり」を進める。
- ② 相互に公開授業等を行い「わかる授業」づくりを進め、答えをまちがったり、分からなかったりしても笑われたり、叱られたりしない雰囲気づくりを校内全体で進めていく。
- ③ 校内の授業研究だけでなく、教育センター等専門機関の研修にも参加する等、教職員の指導力の向上を目指す。

(2) 自己有用感を高めるために(児童会活動や学校行事、キャリア教育等を通して)

- ① 縦割り班編成による異学年交流を深めることで、相手を思いやる態度を育てる。
- ② 委員会活動を通して、身のまわりの仕事や環境に関心をもち、自分のよさを活かそうとする態度を育てる。
- ③ 児童会活動を通して自分の周りの人に関心をもち、自分の役割や活動に積極的にかかわろうとする態度を養う。
- ④ キャリア教育に取り組む中で、夢や希望をもち、人のために役立つ人間になろうと思う心を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許さないもの」という雰囲気を学校全体に広める。
- ② 人権教育年間計画を作成し、計画に基づいて実践を行う。
 - ・命の大切さや互いに思いやる大切さに気づく。
 - ・いじめを絶対に許さない気持ちを育てる。
 - ・「傍観者」もいじめに加担することに気づく。
 - ・道徳教育や学級活動の充実を図っていく。
 - ・情報モラルに関する取り組みを進めていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化を図る。

- ② 気になる児童の変化（5W1H）については詳しく記録していく。
- ③ 児童や保護者からの訴えはもちろん、アンケート調査を活用したり、教育相談（個人面談）を実施したりして、「いじめ」を積極的に認知するようとする。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童のいじめ相談窓口を増やし、保護者にも積極的に周知していく。

5. いじめの早期解決についての取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 毎月、各学年の児童の様子について情報交換を行い、児童の情報を共有する時間を設ける。
 - ② いじめアンケートや学校生活アンケートの結果を共有し、必要に応じて聞き取りを行う。
 - ③ 気になる児童については、随時聞き取りを行い、家庭訪問を行う場合もある。
 - ④ スクールライフノートを活用し、児童の心の変容に早期に気づき、対応する。
-
- ・ いじめ事案を校内委員会（生活指導部会・管理職等）へ報告する校内体制を強化していく。
 - ・ 全教職員が団結して問題解決に取り組んでいくことを共通理解する。
 - ・ 被害児童の保護、加害児童への指導を学級担任だけでなく、学年全体、いじめのケースによっては、管理職も関わるようにしていく。
 - ・ スクールカウンセラーの活用を図る。
 - ・ 校内だけでなく、家庭・地域と連携し、校外の情報も収集する。
 - ・ 必要に応じて、「こども相談センター」などの外部機関と連携を図る。
 - ・ いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為に該当する可能性のあるものは、ためらうことなく早期に警察へ相談または通報する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 生活指導部会（いじめ対策委員会）

<構成メンバー>

- ・ 校長、教頭、生活指導部長 教務主任・学年主任、当該学級担任、特別支援教育主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）

<役割>

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う

- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議（いじめ防止対策委員会）を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

② 校内研修会等の実施

【調査等】

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・10月・2月）
※ 学級担任による児童からの聞き取り調査も含む。

【研修会等】

- ・ 児童理解研修会（5月・3月）
- ・ 生活指導部会（いじめ対策委員会（毎月）
- ・ 職員会議での「児童の様子」について報告、意見交換（毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 保護者と緊密な情報交換を行う。（連絡帳、電話、面談）
- ② 保護者や地域に対し、ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発に努める。
- ② 学校協議会、佃地域民生委員協議会で課題を共有し、地域ぐるみの解決に協力を依頼する場合もある。
- ③ さらに深刻事案の場合は、大阪市教育委員会、地域諸団体やこども相談センターや区役所等関連機関へ、「いじめ防止対策委員会」に参加要請をしていく。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に基づき検証し、P D C A サイクルの活用で改善を図る。
- ② 取り組みについて、その有効性を検証し、今後のいじめ防止策に生かす。
- ③ 実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について改善方法を探る。

7. 重大事案への対処

- ①
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに大阪市教育委員会指導部に報告し、連携して、調査および対応を行う。また、関係諸機関と連携する。

- ② 「校内いじめ対策委員会」が中核となって、誠意ある対応に努める。
- ③ 学校の対応については『隠蔽しない』・『誠意ある対応』・『窓口の一本化』を三大原則として取り組みを進める。
- ④ それぞれの事案に応じて、必要調査組織の設置や事実関係の明確化を図っていく。
- ⑤ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供を徹底する。
- ⑥ 大阪市教育委員会指導部へ報告し、解決に向けて迅速かつ適切に対応する

※ いじめ発見の際の流れ

